

橋本市告示第 127 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により認可した地縁による団体「向副区」から、同条第 11 項の規定により、次のとおり告示された事項に変更があった旨届出があったので、同条第 10 項の規定によりこれを告示する。

令和 7 年 5 月 27 日

橋本市長 平木 哲朗

記

変更があった告示事項及びその内容

1 代表者の氏名、住所及び変更年月日等

(変更前) 栄迫 仁志 橋本市向副 266 番地の 1

退任年月日 令和 7 年 4 月 3 0 日

(変更後) 阪口 博美 橋本市向副 1028 番地

就任年月日 令和 7 年 5 月 1 日